

行政視察報告書

この度、兵庫県西宮市、西脇市、赤穂市を視察した結果について、別紙のとおりご報告いたします。資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成25年4月24日

総務文教常任委員会

委員長	播磨 博一
副委員長	遠藤 忠裕
委員	齋藤 光司
委員	菅原 惠悦
委員	青山 豊
委員	寿松木 孝
委員	佐藤 清春

横手市議会議長 佐藤 清春 様

H25 総務文教常任委員会 行政視察報告書

◎兵庫県西宮市（4月10日訪問）

《市の概要》

人口47万1千人。大阪と神戸の中間に位置し、六甲山を背に大阪湾を望む。「福の神えべっさん」の総本家・西宮神社の門前町、西国街道と中国街道が出合う宿場町として栄えた。阪神都市圏のベッドタウンの性格も持つ。2008年4月に中核市に移行。

調査事項：第三セクター等への関与に関する条例について

《視察の概要》

当条例は、平成23年12月定例会に議員提出議案として提案されたものであり、当日は提案者の一人である田中正剛議員に出席を頂き、背景や経緯、効果などについて説明を受けた。

平成21年4月、JR西宮駅前の複合施設を管理運営する第三セクターの株式会社に経営破たんの危機が生じ、当時の市長が1億5,000万円の補正予算（貸付金）を専決処分した。この対応に議会側から批判が集中し、三セクに対する問題に議会も関与しなければ執行部の独走を許してしまうのではという危機が高まった。



この機運を背景に平成21年6月に特別委員会を設置し、専決処分の妥当性などについて論議が行われた。特別委員会での議論の経緯を踏まえて、市が人的、資金的及び業務内容において強い関連性を持つ三セクに対して積極的に関与する規定が必要と判断し条例を提案するに至った。

条例は全8条で構成。①市が三セク等に対して、年度別の事業計画や決算報告、四半期ごとの経営情報の資料提出を求めること、②市が三セク等の経営の健全性や事業達成度を点検・評価すること、③市が三セクから公的支援の要請を受けた時はその必要性を協議し、議会に報告すること、④市が資本金の出資や資金貸付、補助金交付などを行う時は議会の議決を経ること などが主な内容となっている。

当条例は平成 23 年 3 月定例会に提案されたが継続審査となり、任期満了により廃案となった。改選後の同年 12 月定例会に、3 月の提案内容を修正した条例が提案され可決された。3 月提案の条例案に対しては執行部から相当の反発があり、その後、執行部とのすり合わせや議会内の意見交換を経て、現在の条文に修正されたという経緯がある。



条例の制定により、「第三セクター等の経営の健全性等の評価等の報告」が行われている（現在、対象は7法人）。

この報告は、報告案件として本会議に上程されている。各常任委員会では、所管事務調査の1つとして、この報告に対する意見交換や質疑が行われている。

～主な Q&A～

Q：西宮市議会では、三セクの経営などに対して、どの程度まで踏み込めるという見解を持っているのか？

A：条例を作るにあたり、福島県三春町の第三セクター管理条例を参考にした。まずは公的支援の内容を明確にした。手順としては、考えられるものを全て盛り込んだ上で、法に抵触するものを除いていった。残ったのが条例に書かれているものである。法に触れない範囲で議決事項を規定した。どの程度まで踏み込めるかという観点から考えたものではない。

Q：市の出資比率が 25%程度の法人に対して、市の口出しの程度についてはどのような判断をされたのか？

A：条例の適用対象となる法人は、出資比率 25%以上かつ筆頭株主である法人としている。筆頭株主なら求めるものは求めるべきという考え方が根底にある。

Q：3月議会から 12 月議会までの間にどのような動きがあったのか？

A：3月の提案時はパブコメもしておらず、市との協議を重ねてもいなかった。取るべきプロセスを踏んでいなかった。改選後、市との協議、議会内部での勉強会など公明正大なプロセスを踏み、各方面から意見を聞いた中で条文を修正するに至った。今後条例を運用する中で改正することも可能である。まずは一步を踏み出すことが大事というスタンスで 12 月議会に提案した。

◎兵庫県西脇市（4月11日訪問）

《市の概要》

人口4万4千人。県のほぼ中央に位置する播磨内陸地域の中核都市。200 有余年の歴史を誇る「播州織」と伝統的技法に支えられた「釣り針」を基幹産業として発展した工芸都市。

調査事項：自治基本条例について

《視察の概要》

平成 24 年 12 月議会に自治基本条例案が上程され、議会では自治基本条例審査特別委員会を設置し審査にあたった。当日は、条例の担当課職員その他、当特別委員会で委員長を務めた山上武司議員、副委員長を務めた寺北建樹議員にも出席をいただき、条例制定に至るまでの議会での審議状況を中心に説明を受けた。



前列、山上議員（左）、寺北議員（右）

■自治基本条例の概要

10 章、全 43 条で構成。条文数は全国平均よりもやや多め。

補完性の原則（第 4 条）、市民間の情報共有（第 8 条）、地域自治協議会（第 14 条）、生涯学習（第 34 条）、条例の位置付け（第 42 条）が特徴的な部分となっている。

特に、条例の位置付けについては、全国的に最高規範という文言が多々見られるが条例に上下はないという議論を受けて「基本規範」という言葉にしている。

また、条例は口語体（です・ます調）にしている。これは、市民参画で検討してきた経緯や、条例が市民の役割や責務を規定しているので、市民の方々が分かりやすく馴染みやすい文体にするため。

■条例制定に至るまでの議会の審議状況

平成 24 年 12 月議会への条例提案を受けて、議会では特別委員会を設置。12 月議会中に 2 回、継続審査として 1 月中に 1 回の委員会を開催し審査にあたった。

3 日間の特別委員会を通じて多岐にわたる質疑があったが、とりわけ市民の定義が大きな論点となった。質疑では、「この条例が基本規範であるなら、他の条例に影響を与え、禍根を残すことになる」「憲法や地方自治法を超えた条例であり、議決されても無効である」といった意見があった。これに対して、執行部からは「この条例は統治とまちづくりを融合した内容で、憲法や地方自治法にも違反はしていない」という発言があり、委員と執行部の考え方が一致せず平行線に終始した。

特別委員会での審査を経て、今年1月16日に臨時議会が開かれ、3日間にわたる特別委員会の審査内容を報告した。市民の定義で執行部との見解が噛み合わなかった2名から「市民」を「市民等」に改める修正案が出されたが、賛成3・反対14で否決。原案に対しては6名から討論があり、賛成12・反対5で可決された。同条例は4月1日から施行されている。

～主なQ&A～

Q：市民の定義については、議会内部でも相当悩まれたのではないかと。

A：一部の議員は市民と市民等を分けることに相当こだわった。執行部側は市民を広く定義していたので、最初から最後まで全く噛み合わなかった。

Q：市民の定義の法解釈に関して、どのような議論があったのか？

A：西脇市の他の条例の“市民”と、自治基本条例の“市民”の定義が違うのではないかとというのが「市民」と「市民等」を使い分けるべきという論法を中心点だった。分けることに支障があるかという質問に対して、執行部側は基本的な見解を述べることに終始したので、聞いている側としては十分な納得はできなかった。原案に賛成しようとする姿勢があるかないかだけだった。議員同士で市民の定義について喧々諤々の議論にはなりきれなかった。



Q：補完性の原則を盛り込んだ背景は？

A：総合計画に位置付けている。自分でできることは自分で、自治会でできることは自治会で、最終的にできないことは市でという考え方で位置付けている。地域でそれを説明した時に市民の方々から非常に不安がられた。この条文の言い回しには大変苦労した。他市の条例をみても、基本原則に補完性の原則を置いているところはあまりない。住民から指摘を受けやすい部分でもあるので、表に出さずにトータル的な基本原則にしているものと推測する。

Q：住民投票に参加できる者の資格は、それぞれの事案に応じ別に定めるとなっている。これはどういう形で誰が行うのか？

A：「それぞれの事案に応じ別に定める」の意味は、投票対象の事案によって年齢を下げた方がいい場合、国籍に関係なく市に居住する者とすべき場合など、それぞれ異なることから事案に合った投票資格者を定めることにしている。住民投票の実施にあたっては、住民投票に関する条例を制定する必要があるため、投票資格者の範囲は最終的に議会で判断をすることになる。

◎兵庫県赤穂市（4月12日訪問）

《市の概要》

人口5万1千人。兵庫県の最西南部に位置し、播磨灘と千種川の清流に恵まれたまち。浅野家の城下町、「赤穂義士と塩のまち」として知られ、赤穂城跡、大石良雄宅跡、赤穂旧上水道（日本三大上水道）など、多くの歴史・文化遺産や旧城下町・旧商家の街並みが残る。

調査事項：スポーツによるまちづくりについて

《視察の概要》

赤穂市では、健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市の実現を目指し、平成24年2月に「スポーツ都市宣言」を行っている。また、同時にスポーツ先進都市の実現に向けたスポーツ環境の整備を推進するため「スポーツ推進計画」を策定している。当日は、スポーツ都市宣言に至るまでの経緯や具体的な取り組み、スポーツ推進計画のポイントなどについてスポーツ推進課の方から説明を受けた。



平成18年「のじぎく兵庫国体」の開催を契機に、翌19年度から「スポーツ先進都市推進事業」として、指導者講習会や各種スポーツ大会、友好親善スポーツ交流など様々な事業に取り組んできた。平成23年には、市制60周年記念事業として、赤穂を全国に発信することを目的に「シティマラソン大会」を開催。現在このシティマラソンは市を代表するスポーツイベントになっている。

平成24年2月に、健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市の実現を目指し『スポーツ都市宣言』を行った。駅前や市役所などに宣言を周知するための横断幕を掲げている。宣言によって、市民からスポーツ先進都市にふさわしい事業や施設整備を求める声が出るようになった。要望は各種団体で取りまとめるようお願いしている（個別に出ないように）。また、要望に対して、市では長期スパンに立った施設の整備計画を示し理解を求めている。

市を代表するスポーツイベントである「シティマラソン大会」には、昨年3,600人ほどがエントリーした。うち8割が市外からの参加者である。実行委員会形式で運営されているが、市民と行政が一体となって大会を盛り上げている。警察や消防団、警備会社、市職員が誘導・整理にあたる他、市民の方ものぼり旗を持って応援と誘導の補助にあたっている。また、コースを数区間に分け、各地区に割り当てをし、補給

水などの提供（準備や片付けも含め）を地区の方々にお願いしている。更には、コースの主要ポイントでは市内小中学校のブラスバンド部が演奏している。様々な形でマラソンの運営に関わる方は1,500人を超えている。また、マラソンの全参加者に幼稚園児が書いた応援メッセージのはがきを送っており、その反響は大きい。

スポーツ推進計画には、市民のスポーツ実施率やスポーツ大会参加人数、県大会出場人数、スポーツ施設利用者数などの「目標指数（数値）」を掲げている（いずれも増加の方向）。目標の達成には市民の協力が不可欠であることから、15団体で構成するスポーツ連絡協議会を新たに立ち上げ、様々な角度から協議を重ねている。その中でも、特に小中高が連携した一貫性のある人材育成の必要性が論じられている。

《所感》

今回の研修視察では兵庫県内の3市を訪問したが、現地に行って話を聞くことの有意性を感じた3日間となった。

特に、訪問した3市のうち2市（西宮市・西脇市）で、条例を提案された議員及び条例の審査を行った議員に出席をいただき、議会でのやり取りも含め議員の立場から説明を受けたのが非常に良かったと思う。今後の研修の際も、機会があればこのようなスタイルもあった方がいいのではないかと感じた。

西宮市では、条例制定により執行部や法人側に説明責任が発生し、健全経営に寄与する仕組みができたようで、議会も関与することの重要性を感じた。また、議員が条例を提案したわけだが、横手市でも例があるように条例の提案、制定にはかなりの専門的知識が必要となる。議会事務局に法令審査ができる人材を配置すべきと感じたところである。

西脇市では、自治基本条例について研修したが、出席された2名の議員がそれぞれ立場を異にする関係だったので、よりリアルな説明が得られたと思う。

赤穂市では、スポーツによるまちづくりに先進的に取り組んでおり、推進計画の中に具体的な数値目標を設定して、それを達成するために様々な取り組みを行い、市民全体が関心を持てるような方向付けをしているように感じた。横手市でもスポーツ立市宣言をするので、その後の施策においていかに具現化して取り組みを進めていくのかという上で大いに参考になった。



以上、報告いたします。